

よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 25 日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第 64 号

よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会
条例

(設置)

第 1 条 よこはまウォーキングポイント事業（歩数計によって計測された歩数に応じてポイントが付与され、当該付与されたポイントを物品の交換等に活用できることによって、市民等が楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことを推進する事業をいう。以下同じ。）の適正な運営を図るため、市長の附属機関として、よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) よこはまウォーキングポイント事業を横浜市と共同して行う事業者の選定に関すること。
- (2) よこはまウォーキングポイント事業の評価及び検証に関すること。
- (3) その他よこはまウォーキングポイント事業に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は部会長の職務について、前条（第 1 項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、第 6 条第 4 項及び前条第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第 2 項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会運営要綱

制定 平成 25 年 12 月 25 日 健企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会条例（平成 25 年 12 月横浜市条例第 61 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、条例第 2 条に基づき、次の事項を担当する。

- (1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号に関する事
ア 選定手続きの審議
イ 公募要項の内容の審議
ウ 評価・選定基準の審議
エ 事業者候補者及び次点候補者の審議
オ その他選定に関する事
- (2) 条例第 2 条第 1 項第 2 号に関する事
ア 評価及び検証手続きの審議
イ 評価及び検証する項目の内容の審議
ウ 評価及び検証の審議
エ その他評価及び検証に関する事
- (3) 条例第 2 条第 1 項第 3 号に関する事。

（委員）

第 3 条 委員は、条例第 3 条第 2 項に基づき、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 福祉保健医療分野の学識経験者
 - (2) 市民代表
 - (3) その他
- 2 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- 3 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、市長は新たな委員を委嘱することができる。

（臨時委員）

第 4 条 臨時委員は、条例第 5 条第 2 項に基づき、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 会計経理分野の専門家
 - (2) その他
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、臨時委員について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「臨時委員」と読み替えるものとする。

(委員等への謝金)

第5条 委員及び臨時委員には、会議等への出席に対する謝金として、日額14,000円を支給する。

2 条例第9条に掲げる関係者には、会議等への出席に対する謝金として、日額14,000円を支給する。

(会議の公開)

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定に準じ、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 委員会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、会場の指定された場所に着席しなければならない。

3 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

4 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(委員等の責務)

第7条 委員及び臨時委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員及び臨時委員は、直接間接を問わず、応募法人及び応募することが見込まれる事業者の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員及び臨時委員が接触した事業者を選考対象外とする。

4 委員及び臨時委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(答申)

第8条 委員会は、市長の諮問に応じて調査審議を行ったときは、すみやかに結果を市長に答申する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉局企画課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月25日から施行する。